

2020年5月27日
日本生命保険相互会社

「新型コロナウイルス感染症」対策に関する医療機関等への支援について

「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになられた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申しあげます。また、影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申しあげます。

日本生命保険相互会社（社長：清水博、以下「当社」）は、このたび、「新型コロナウイルス感染症」への対応に尽力されている医療従事者の方々の支援や、新型コロナウイルスを含む感染症の診療・治療法の研究開発、医療従事者の育成および医療に係る国際協力に役立てていただくため、医療関係機関に1億円の寄付を実施します。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、医療現場等で必要とされる物資が不足している状況を踏まえ、東京都・大阪府を通じて、医療現場等へフェイスシールド1万個を無償提供します。（2020年5月末から順次提供予定）

当社は、創業から今日にいたるまで、経営理念である「共存共栄」「相互扶助」の精神に基づき、国民生活の安定と向上の一助となるよう努めてきました。

「新型コロナウイルス感染症」についても、企業としての社会的責任・使命を果たすことを目的に、影響を受けられた全国のお客様に対して、保険料払い込み期間の延長等の特別取り扱いや、新規契約貸付の利息免除等の支援策を行うなど、全国のお客様の生活の安定・向上を下支えすべく尽力しています。また、資産運用面でも、新型コロナウイルス対策支援として国際金融公社が発行した国内初のソーシャルボンドへ2億豪ドル（約131億円）の投資を行うなど、多方面で取り組みを進めてきました。

今後も、「新型コロナウイルス感染症」が一日も早く終息することを心より願い、その一助となるよう取り組みを進めてまいります。

(ご参考)「新型コロナウイルス感染症」に関連するこれまでの当社の取り組み

当社では、企業としての社会的責任・使命を果たすことを目的に、以下の取り組みを実施しています。

○ご契約に対する特別取り扱い・契約貸付（新規貸付）の利息免除・融資関係の特別取り扱い
保険料の払い込みに関する期間の延長、保険金・給付金・契約貸付金の簡易迅速なお支払い、保険契約の更新手続きの遡及対応を実施しています。また、新規の契約貸付の利息免除やニッセイ個人向け住宅融資（住宅ローン・アパートローン）をご利用いただいているお客様や、当社からの融資をご利用いただいている法人のお客様を対象に、ご返済条件の変更などの相談を承っています。

○「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客様への保険金・給付金のお支払い

医療機関の事情などにより、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる場合も、その治療期間に関する医師の証明書などをご提出いただくことで、入院給付金のお支払いの対象としています。

また、災害死亡保険金等のお支払いについて、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因としてお亡くなりになった場合などにも、「災害割増特約」「(新) 傷害特約」等のお支払いの対象としています。併せて、特別条件のうち保険金削減支払法等において、「新型コロナウイルス感染症」によって支払事由に該当した場合にも、保険金削減等を行わない取り扱いとしています。

なお、団体定期保険等においても、「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客様への災害死亡保険金等のお支払いについて、個別保険と同様にお支払いの対象としています。

○資産運用での貢献

国際金融公社が発行するソーシャルボンドに 2 億豪ドル投資しました。この債券による資金は、「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けた国を含む発展途上国において、必要なサービスを受けられない人々を受益者とするプロジェクトに充てられます。

以 上